

## 西尾市・幡豆郡三町合併協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西尾市・幡豆郡三町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、西尾市・幡豆郡三町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（規約第14条第1項に定める事務局をいう。以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

### (組織)

第3条 事務局は、事務局長、事務局次長、事務局長補佐及び事務局職員をもって組織する。

- 2 事務局職員は西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町の長がそれぞれ指名する市町の職員をもって充てる。
- 3 事務局長、事務局次長及び事務局長補佐は、事務局職員のうちから、会長が選任した者をもって充てる。

### (職務)

第4条 事務局長は、局務を総理し、事務局を代表する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

### (決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に事務局長が重要であると認める事項に関すること。

### (専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する基本的事項に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存、公開その他文書の取扱いに関し必要な事項については、西尾市の例による。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称、寸法、ひな形、書体及び用途は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、西尾市の例による。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する西尾市の例による。

(給与等)

第10条 職員の給与等については、それぞれの属する市町において支給する。

2 職員の旅費については、西尾市の例により、協議会において支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年12月25日から施行する。

別表（第8条関係）

公印の 名 称	寸 法 (ミリメー トル)	ひ な 形	書 体	用 途	管 守 者
会 長	18 × 18	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     西尾市・幡豆 郡三町合併 協議会長 之 印                 </div>	てん書	一般文 書用	事務局長
事務局長	18 × 18	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     西尾市・幡豆 郡三町合併 協議会事務局 長 之 印                 </div>	てん書	一般文 書用	事務局長